北九州市建設業者企業実態調査実施要領

(最終改正 令和7年11月13日)

(目的)

1 北九州市建設工事有資格業者名簿登録業者(以下「登録業者」という。)の事業所を現地確認し、企業実態を具体的に把握することを目的とする。

(調査対象)

2 登録業者である市内業者(北九州市内に本社又は建設業法上の主たる営業所を 有する登録業者をいう。)のうち、技術監理局契約部長が必要と認める者を調査 の対象とする。

(調查対象事業所)

3 調査の対象となる事業所は、北九州市内の本社又は建設業法上の主たる営業所とする。

(調查項目)

- 4 調査は、次の事項について行うものとする。
- (1)経営業務の管理責任者及び専任技術者の在勤状況
- (2)技術者及びその他従業員の在勤状況
- (3) 事務所の状況
- (4) 本社機能の有無
- (5) 暴力団等反社会的勢力への対策
- (6) その他「北九州市建設工事入札参加資格審査申請書」に記載された事項

(調査方法)

- 5 実地調査は、原則として次により行うものとする。
- (1)調査員(北九州市建設工事登録業者等調査要綱第3条に規定する調査員をい う。以下同じ。)2名により、調査対象である登録業者の事業所を訪問する。
- (2)対象登録業者への調査の予告は、調査予定日のおおむね2週間前までに行う。 この際、代表者、役員又は従業員の同席を求めるとともに、必要書類の準備を 依頼する。
- (3)調査員は、資格審査申請時に当該登録業者から提出された「保有機材調書」等を持参し、当該登録業者が保管する関係書類と照合、確認する。
- (4)調査員は、調査終了後、速やかに「企業実態調査表」(様式第1号)を技術 監理局契約部長に提出する。

付 則

1 この要領は、平成元年4月1日から施行する。

- 2 平成5年6月1日改正。 「北九州市建設業者調査要綱」制定による条項整理
- 3 平成28年4月1日改正。 「契約室と技術監理室との統合による技術監理局」の発足による条項整理
- 4 平成29年4月1日改正。 調査対象業種の変更修正等
- 5 この要領は、令和7年12月1日から施行する。